

改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた提案

－農業の構造転換で消費者への安全・安心な農産物安定供給と 農業者・農村に活力を－

気候変動や国際紛争により世界の食料需給がますます不安定なものとなる中、国内では農業経営体がすう勢で令和12年には54万経営体と令和2年対比で半減し、約3割の農地が耕作されなくおそれがあると農林水産省は試算している。

農業委員会系統組織は、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、この3月末までの2年間、市町村が策定する地域計画について、農業者等の意向把握、協議の場への参加、そして目標地区の素案の作成等に組織を挙げて取り組んできた。速報によれば、地域計画は全国の約1万9千地区で策定され、うち農業を担う者を特定できなかった農地は約140万haで、地域計画の対象農地の約3割を占め、改めて農業・農村の危機的な状況が明確になった。

農業委員会系統組織は、市町村がこれから取り組む地域計画の実行(実現とブラッシュアップ)に当たり、組織を挙げて取り組みを強化していく決意である。その際、われわれ農業者・農業団体は消費者・国民へ農産物の安全・安心かつ安定供給の責任を全うすることでその理解と支持を受けられることを胆に銘じてことに当たる所存である。国としても農政推進の基礎となる国民理解の醸成に向けた取り組みを強化するよう求めたい。

政府・国会は昨年6月に食料・農業・農村基本法を改正し、去る4月11日には食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、令和7年度からの初動の5年間を「農業構造転換集中対策期間」と位置付け、各種施策の見直しを行うこととしているが、われわれ農業者・農業団体も含めた多くの国民全体が現場の視点で求める真の農業の構造転換を実現するため、以下の政策提案を行うものである。

I. 農業の構造転換を集中的に推し進めるための施策の具体化

農業の構造転換に当たっては、これまでの政策について大きな見直しが必至であるが、その際、これまでの農業政策を遂行してきた農業者や農村に対して継続性に配慮しつつ、丁寧な対応に心掛けるとともに、政府全体として政策の具体化・実現に向けた別枠予算の措置など必要な財源確保に努める必要がある。

1. 食料自給率目標の必達と食料自給力・国内生産の増大

われわれ農業者・農業団体は農業構造の転換に取り組むことを通じて基本計画で定められた食料自給率目標の達成と食料自給力の増大・確保に務める所存である。その際、コメについては国内における完全自給の完遂、麦、大豆、そば、いも類、甘味資源及び飼料作物については外国産からの切り替えに力強く取り組み国内生産の増大を期す。そのため国は政策、制度及び予算について万全の対策を講じること。

その際、政府が現在行っている日米交渉によって食料安全保障の確保、農業構造の転換及び食料自給率目標の必達と食料自給力・国内生産の増大の取り組みに支障を来すことは断じてあってはならない。

2. 構造転換実現に向けた別枠予算の確保

新たな基本計画を真に実効性のあるものとし、初動5年間の農業の構造転換を集中的に推し進めるため、これに必要な予算については別枠で措置するなど政府全体で財源の確保に努め、重点的に予算措置を講じること。

3. 農業の持続的な発展に向けた農業所得向上

農業経営の持続的な発展のためには、その主役となる農業者の持続的な営農活動を担保する必要がある。このため、経営所得安定対策、収入保険、合理的な価格形成等の各種施策を進めるに当たっては、農業で生計を立てる担い手が他産業並みの所得を確保でき、若者が希望を持って就農を志すことができる水準を目指し、抜本的強化を図ること。

また、農業者の減少・高齢化が進行する中で、食料の生産・供給とと

もに、国土の保全や水源の涵養等の多面的機能を発揮する重要な基盤である農地を確保し、良好な状態で維持・管理するための取り組みを推進すること。とりわけ、地域計画の実現に向けた農地利用の集積・集約化、荒廃農地の発生防止と再生利用、条件不利地域の農地での放牧・鳥獣緩衝帯等のより手間のかからない利用についての取り組みを強化する必要がある。

4. 離農等農地の受け皿経営体を支える基盤整備等の強力な実施

令和12年には農業経営体が半減するとの推計を踏まえ、離農等農地の受け皿となる経営体が持続的に耕作できるよう基盤整備事業の加速的な実施が不可欠である。なかでも農業者負担のない農地中間管理機構関連農地整備事業の積極的取り組みを推進すること。

中山間地域の基盤整備事業の推進については、今夏に政府が策定予定の土地改良長期計画において特段の配慮を行うこと。その際、中山間地域等の実情に応じた小規模な基盤整備、農地へのアクセスの向上のための農道の整備及び傾斜地に対応する等高線区画の圃場整備等、きめ細かな基盤整備を推進すること。

また、スマート農業に対応する農地の大区画化と情報通信環境の整備を強化すること。

担い手へ集積し得ない条件不利な地域の農地の集積・集約も含め持続的な耕作を可能とするため、農業委員会も事業実施主体となれる交換分合事業について、地域の話し合い活動や簡易な条件整備も可能とする付帯事業を含め拡充を図ること。

5. 日本型直接支払制度の見直し・拡充

農業の構造転換に当たって、農業生産活動と多面的機能の維持・発揮を支援する日本型直接支払制度について以下の見直し・拡充を図ること。あわせて、集落等の活動組織の作業を効率化し負担軽減を図るため、徹底した事務手続きの簡素化等の運用改善に努めること。

（１）中山間地域等直接支払制度の拡充

中山間地域等直接支払制度の運用に当たっては、地域振興立法9法の対象地域に限定することなく、より多くの条件不利地域が対象となるよう改善を図ること。その際、営農条件の不利を是正する観点に、より特化した加算措置を拡充すること。

（２）多面的機能支払・環境保全型農業直接支払制度の見直し

農業者の減少・高齢化が進む中で、多面的機能支払制度において、集落機能を維持し、農地、農道、農業用水路等の地域資源の保全のための共同活動が継続されるよう、非農家や集落外の多様な人材・組織の参画促進策を講じること。

また、環境保全型農業直接支払制度の見直しに当たっては、地域の多面的機能の維持・発揮に貢献する農業生産活動の支援を継続するとともに、農業者の環境負荷低減の取り組みを助長するための新たな環境直接支払交付金の仕組みを構築すること。

６．合理的な費用を考慮した価格形成の実現

「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案」に基づく合理的な価格の形成について、コスト指標を作成する対象品目を随時拡大しつつ、実効性の確保を担保することとともに、食料システムの重要な構成要素である流通段階の改革にも合わせて取り組むこと。また、実現に向けては国民の理解が不可欠であるため、国は国産農産物の適正価格と消費拡大への国民理解の醸成に努めること。

７．水田・コメ政策の新たな展開

国際情勢が不安定の中で自給が可能でかつ主食であるコメについては引き続き我が国で自給し、消費者等国民への安心・安全かつ安定的な供給を確保する観点を踏まえコメの生産・流通制度の見直しを行う必要がある。その際、これまでの政策の実現に協力してきた農業者と地域に対し継続性に配慮した丁寧な対応が必要である。

（１）バランスの取れた水田・コメ政策の見直しの実現

水田・コメ政策の見直しに当たって、国産飼料の確保や耕畜連携、米粉の普及（粉碎技術・米粉用製粉機械の導入支援・製粉拠点の整備等を含む）、コメの輸出促進などの取り組みを一層強化するよう十分配慮すること。また、これまでのコメ政策の下で営農活動を続けてきた農業者の経営持続性を担保するとともに、消費者のコメに対するアクセスを強靱化する観点から以下の点に留意して見直しを進めること。

- ① 畑地化や５年水張りルールに従い、既にこれを実行してきた農業者が納得する制度とすること。

- ② 主食用を含め、用途別の収入差に大きな乖離が生じない仕組みを検討すること。
- ③ 適地適作と地域実態に応じて水田専作、汎用化、畑地化をバランスよく促進すること。
- ④ 米粉用米・飼料用米については、国民への主食用米の安定供給と用途別実需者への安定供給を両立するための品種選定等、諸課題を再検討し推進すること。
- ⑤ 各種補助金・交付金等の配分と面積の調整については、最大限市町村段階の協議会の裁量を拡大、尊重すること。

（２）政府備蓄米の在り方の検討

需給・価格の調整機能の付与など政府備蓄米の在り方について検討すること。その際、政府備蓄米の放出と買入にあたっては、その発動基準を明確にするとともに生産量や流通在庫のよりの確な把握に努めること。

備蓄政策に当たっては、コメの保管技術革新（LLRP：ロング・ライフ・ライス・プロセス等）に注力し、輸出等の展開を視野に、非常事態に備えた戦略的な上積みを検討すること。

（３）コメの自給確保とMA米の見直し

コメの自給体制を確立し、更なるコメの輸入拡大は行わないこと。MA米については制度導入以来 30 年が経過し国内消費量の 1 割を超え水田面積の維持に大きな影響を与えているため、MA米制度の見直しに向け関係国への働きかけを継続すること。

８．生産資材等高騰対策の充実

農業生産に必要な資材等の価格は、原材料価格や物流費の高騰等から、今後も高止まりが続くものと懸念される。このため、安定的に農業経営が継続できるよう、激変緩和にとどまらない積極的な生産資材高騰対策を継続して講じること。

９．動植物防疫・水際対策の強化

家畜の悪性伝染病や植物の重要病害虫が我が国に侵入すれば、その影響は甚大となるため、水際対策の強化徹底を図ること。また、農家の飼養衛生管理基準の励行と防疫意識の向上を促す取り組みとともに、防疫

設備等の施設整備への支援を強化すること。

とりわけ、鳥インフルエンザ発生農場に対する手当金支給については、発生から1年弱を要したケースがあるなど、大幅な遅延に懸念・不安の声がある。利子負担や事務負担ができるだけ無いよう、迅速に手当金を支給すること。また、アフリカ豚熱の発生の懸念が切迫の度合いを増しており、開発が遅れているアフリカ豚熱対応のワクチン開発を急ぐこと。

10. 食料安全保障の確立に向けた農業・農村に対する国民理解の醸成等

食料安全保障の確立に向け、持続的な食料システムを確立し、合理的な価格の形成や農業の人材確保を進めるためには、子どもや若者、中高年を含む国民のあらゆる階層の農業理解を増進することが不可欠である。

農業理解の増進に当たっては農業の多面的・多角的な機能と価値についてもしっかりと理解と共感を求める必要がある。このため、農林水産省は十分な予算を確保し、国民に対する継続的かつ積極的な広報活動を展開すること。

また文部科学省等と積極的に連携して農業教育・食育推進に努めるとともに、農業委員会を含めた現場の関係機関による農業教育・食育活動の推進を支援するとともに、こうした活動を農業委員や農地利用最適化推進委員が実施した場合には、最適化活動に位置付けること。

Ⅱ．地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）に向けた支援

地域計画は、地域の「未来の農業・農村・農業経営の羅針盤」であり、農地の集積・集約にとどまらず、地域の将来像を明確にし、その実行（実現とブラッシュアップ）に向けた支援と制度の構築が急務であり、その際、農業委員会の権能等を明確にするとともに体制の強化等を図る必要がある。

1．地域計画の分析・検証と実行体制の構築

市町村、都道府県、農業委員会、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協、土地改良区等の関係機関・団体並びに関係者が一体となって、地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）の実効性の確保を図る体制を構築するとともに、その際の農業委員会系統組織の役割と任務を明確化すること。

また基本計画において、「地域計画の分析・検証と適正な農地利用の在り方の検討」を行うこととされているが、これらの実施に当たっては市町村・農業委員会等の現場の取り組み実態や意見を十分にくみ上げるとともに、分析・検証や検討の結果についての丁寧な情報発信に努めること。

2．地域計画関連の補助事業の在り方

補助事業について農地の集積率や集約化の状況や10年後の受け手の特定状況等を要件に設定すると、要件に適合させようと、集積・集約化に適さない農地やすぐに受け手が特定できない農地を地域計画から除外することが懸念される。このため、「地域計画実現総合対策」等地域計画を推進する事業の実施に当たっては、要件設定を慎重に行う等、計画に応じて柔軟に運用すること。

なお、現行ポイント制は、中規模以下の農業経営者（体）への補助事業採択に極めて不利な状況にあるため、より多くの農業者が事業を活用できるよう改善を図ること。

また、農用地の利用のない経営類型や地域計画を策定する予定がない市街化区域等の経営については、地域計画への位置付けを補助事業の要

件としないこと。

3. 地域の話し合いを継続するための予算措置

地域計画の実現・ブラッシュアップのためには、地域の話し合いを基本とした取り組みが必要なため、話し合いにかかる経費については補助事業で予算を措置し、市町村、関係機関・団体及び農業者が計画の実現状況を共有できるようにすること。

また市町村や関係機関のいずれもが深刻な人員不足にあるため、地域計画のコーディネーターとなる人物を各市町村と農業委員会に各1人配置する予算を措置すること。

4. 担い手不足への支援

地域計画や目標地図において、地域の外から人を呼びたいとの意向を示した地域や受け手の特定が進んでいない地域への支援を強化すること。

- ① 地域外の受け手を募集している地域計画の情報は都道府県農業経営・就農支援センターや農業会議、農地中間管理機構等と情報を共有し、関係機関が担い手の不足している地域へ紹介できる仕組みを構築すること。
- ② 「入作推奨エリア」や「新規就農推奨エリア」等と目標地図でエリア設定をした地域計画は関係機関への共有だけでなく、“農業をはじめる.JP”等にまとめて掲載して、規模拡大意向の農業者や新規就農希望者等の目に留まりやすくすること。また、令和7年度に措置された「新規就農者誘致環境整備事業」を拡充するなど、担い手不足地域への新規就農や法人参入に必要な支援を充実すること。
- ③ 耕作者未定の農地（白地農地）が3割以上ある地域計画を策定した市町村に対しては、国は令和4年の地域計画を定めた農業経営基盤強化促進法の改正と同時に行われた農山漁村活性化法の改正に基づく活性化計画を活用した放牧など、より手間のかからない農地利用について周知を徹底し、その取り組みを推進すること。

5. 農地転用における地域計画変更の運用改善

地域計画内の農地転用について、現在の事前に計画変更を求める運用は現場の事務負担が大きいと、地域計画の達成に支障がないと市町村や関係機関が認めた場合には、計画変更を転用後に行えるよう手続きの簡素化等の運用改善を図ること。

6. 農地中間管理事業の徹底した制度・運用の磨き上げ

農地中間管理事業については農地の貸し手、借り手ファーストの立場に立った運用を徹底すること。

農業委員会系統組織は農用地利用集積計画の農用地利用集積等促進計画への一本化に当たり令和3年度に法律改正が明らかになった時から事務の簡素化を徹底して図るように求めてきたがいまだ十分ではない。

また農用地利用集積計画の際はあり得なかった農地の貸し手と借り手双方から手数料を徴収しなくて済むよう国は事務費等を助成すること。

また、全ての都道府県において農地中間管理機構が特例事業を実施し、所有権移転登記については農地中間管理機構が移転登記を行うこと。その際、農用地利用集積計画による所有権移転の際は市町村が嘱託登記を行い農業者に登記の経費負担を求めなかったこととの連続性に十分配慮した対応を行うこと。

さらに、特例事業を実施する際は、「農地集約による団地化の実現等を図る場合に実施する」という運用を地域計画内の全ての農地を対象にするよう改めるとともに、予算不足により事業に取り組めないことがないよう、十分な予算を措置すること。

7. 地域計画内の農地の「農地中間管理権」の設定の促進

地域計画内の農用地利用集積等促進計画の策定に際し、「受け手が確定していない農地」や「再生利用可能な遊休農地（緑）」についての農地中間管理機構の「農地中間管理権」の設定を積極的に推進し、農地の保全・管理、農地貸し付けのための基盤整備・農業団地の造成、新規就農希望者等の研修事業の実施、相続に伴う農地所有者の不在村化への対応を図ること。その際、農地中間管理権が設定された農地の適切な管理の観点から、借り手が見つかるまでの保全管理のための支援措置を強化するとともに、農地中間管理機構による農地貸付信託の取り組みを推進すること。

8. 農地集約化の推進措置

担い手への農地集約による生産性向上を図るため、交換耕作等に向けた担い手同士の意見交換会の開催や、農地賃借料の参考情報の提供等の支援を強化すること。

Ⅲ. 時代に適合した農地制度への見直し

「農地は国民のための限られた資源であり、地域における貴重な資源」であることに鑑み、私的財産ではあるが、公共的な役割があり、時代の激変下、先駆的な地域の創造に寄与する農地制度の整備が求められている。その際、農家、農業者は減る一方ではあるが、農地所有者の減り方は漸減的であり、かつ所有者不明農地、不在村の農地所有者、土地持ち非農家等の増加は、農地の所有と利用に大きな影響を与えており、それらに焦点を当てた見直しが急務である。

1. 所有者不明農地制度の運用見直し

所有者不明農地の活用を促進するため、平成 30 年度に創設した所有者不明農地制度を、農地法等の改正により現場実態に対応するよう見直すこと。

- ① 条件不利等で使用貸借でなければ借り手がない所有者不明農地については、使用貸借でも農地中間管理事業の対象にすること。
- ② 共有者の探索等における農業委員会の事務負担を軽減すること。
特に、所有者の探索範囲が配偶者と子に限定されたことを踏まえた運用を、農地中間管理事業において徹底すること

2. 相続登記の推進

令和 6 年 4 月から義務化された相続登記を徹底するため、政府を挙げてキャンペーン等の推進に取り組むこと。

また、何代にもわたり登記をしていない等、現在の耕作者だけの責任とは言えない事案もあることから、相続登記の手続きや費用の助成など（登録免許税の減免等）支援措置の充実を図ること。

3. 不在村の農地所有者、土地持ち非農家の農地の適正利用に向けて

地域計画の実行、農村政策の推進等に当たり不在村の農地所有者、土地持ち非農家に適切な働きかけを実施しなければ、地域における貴重な資源である農地の利用が困難になる恐れがある。一方、農業委員会の通常の活動では農地所有者への接触・意向の把握が困難であるため、これ

ら農地の適正利用に向けた方策を検討すること。その際、農業委員会に一定の権能を付与することも検討すること。

4. 不在村の農地所有者の相談対応体制の整備

農地の所在地や状況を把握していない不在村の農地所有者が増加しており、地域計画の実現の支障となることが懸念されるため、農業委員会を窓口とした相談対応の体制を構築すること。

体制の構築に当たっては、農業委員会事務局の人手不足を解消できる予算を措置するとともに、都道府県農業会議にも広域相談窓口を設置して農業委員会の負担軽減を図ること。

また、農業委員会が東京・大阪等の都市部で不在村の農地所有者を対象にした農地相談会を実施して、所有者不明農地の発生を未然に防止する取り組みも支援すること。

5. 農地所有者が意思能力を有しなくなった際の対応の整備

超高齢化社会を迎え、農地所有者が疾病や障害等により農地の貸借手続き等において必要な意思能力を欠くに至る懸念が高まっている。このため、農地中間管理機構への農地貸付信託を推進すること。また、民事信託など新たな手法への農地制度の対応の可能性等についても早急に検討すること。

6. 農業法人の経営基盤強化措置について

一戸一法人を含む農業法人が経営基盤を強化できるよう、自己資本比率を高めるために構成員個人の所有農地を法人へ有償譲渡又は現物出資による移転をスムーズに行えるようにすること。また、有償譲渡の場合、特別控除額の800万円を引き上げるとともに、有償譲渡と現物出資の場合、不動産鑑定士による鑑定費用や公認会計士の評価経費を支援すること（農地一筆当たり20万円～50万円）。

7. 改正農振法における面積目標の管理手法の充実について

都道府県は4月1日に施行された農振法により、除外目的変更が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、除外市町村に対し、影響緩和措置を講ずることを求めることとなる。その際、都道府県は面積目標を設定し、管理している主体であることから、面積目標の実現に向けた施策を充実することが適当であるとされているため、

都道府県が除外市町村と連携し基金を設置するなどの想定される施策について周知すること。

8. 基盤整備事業の推進と要件緩和

各種事業に高収益作物への転換が事業の採択要件となっているが、中山間地域等では担い手不足が急速に進んでおり、高収益作物の生産が困難な状況にあるため、農地保全の観点から飼料用作物の生産や有機農業の導入等中山間地域の実態に合った生産を可能とするよう要件を緩和すること。

IV. 農業・農村を担う者の育成・確保

農業経営体が持続的な農業を担うためには、個人農業者、農業法人等の経営者と従業員等の人材の確保と教育を通じた育成が急務である。我が国の農業は、すでにグローバルな環境に晒されており、「世界的視野で考え、地域で実践する」農業者の確保と育成が必須である。その際、認定農業者と認定新規就農者等の意向を最大限くみ取った政策を展開する必要がある。

1. 農業者に対する支援策

(1) 認定農業者等担い手に対する施策の再構築

認定農業者制度は平成5年の制度発足から32年が経過し、認定農業者の中にも制度創設時の熱気を失い、制度に魅力を感じられずに再認定を躊躇する者も少なくない。認定農業者制度が日本農業の担い手を支援する制度として認定農業者のみならず、これから担い手を志す農業者が希望と意欲が持てるような制度として再構築すること。

- ① 構造転換集中対策期間内に認定農業者と認定新規就農者の描く農業経営の目標が確実に達成できるよう、都道府県農業経営・就農支援センターが核となって、認定農業者と認定新規就農者に対してより充実した支援が受けられる体制を構築すること。とりわけ法人・共同申請を除く認定農業者の4割超が65歳以上であることを踏まえ、その経営継承を新規就農対策と連携し強力に支援する施策を講じること。
- ② 「世界的視野で考え、地域で実践する」地域農業を牽引する認定農業者をはじめとした担い手が、農業の構造転換の実現に向けて、その役割を果たすことができるよう、経営管理能力の向上などの支援を強化すること。その際、農業においても他産業において取り組まれてきたカイゼン・イノベーションの実践が求められていることから技術経営（MOT＝Management of Technology）の取り組みの視点到に留意すること。
- ③ 各種補助事業の優先採択要件について、将来の取り組みだけでなく、条件不利農地や荒廃農地の引き受け、農業生産額の維持、雇用

労働者の定着といった、地域農業の維持等で現に果たしてきた功績を評価する仕組みを検討すること。

- ④ 経営改善計画の認定及び再認定の機会を捉えて農業版BCP（事業継続計画書）の策定を促すとともに、大規模家族経営の経営者等が事故等で耕作不能となった場合、その経営体の農機具等の経営資源を活用して農業法人等が援農する仕組み等を構築すること。
- ⑤ 市町村等が農業経営改善計画の認定及び再認定時に、経営継承に関する意向を確認し、その情報を都道府県農業経営・就農支援センターと共有することで、認定農業者が第三者の後継者とマッチングを含む継承支援を確実に受けられる仕組みを構築すること。
- ⑥ 認定農業者等の担い手が安定した雇用を実現できるよう、雇用環境・条件整備に向けた支援を更に強化すること。

（２）多様な農業者に対する支援策

小規模な農業者グループが農業協同組合や販売事業者等と連携し、新商品の開発及び販路開拓等に取り組む場合、必要な機械・施設等の導入と運営等を支援する事業を創設すること。

２．就農相談から雇用・独立就農、経営確立までの一貫した支援体制

（１）新規就農者育成総合対策の拡充

- ① 「新規就農者育成総合対策」を拡充し、支援体制の強化に必要な予算確保を図ること。
- ② 就農準備資金・経営開始資金の前年度の世帯所得要件 600 万円については、急激な物価上昇等を踏まえた見直しを行うこと。
- ③ 就農準備資金の親元就農者については、個人経営体における共同経営も継承の一形態と認め、継承要件を緩和すること。具体的には、農業委員会などの適切な第三者による立会いのもと、家族経営協定で親子での共同経営について明確に定める場合も対象にすること。

（２）雇用就農の推進

雇用就農資金の年齢要件については、健康寿命の延伸や高齢者の活用の観点から、現行の 49 歳以下から 55 歳以下への引き上げを検討すること。新規採択人数の上限については、独立就農希望者を例外とするなど見直しを行うこと。

（３）雇い負け対策と幅広い求人募集体制の構築等

賃金の上昇や雇用条件の改善により、他産業に比較して待遇を同等以上にしていく必要がある。他産業に劣後し、雇い負けしないよう、雇用体制強化事業を拡充するなど、他産業企業が実践しているのと同様の求人サイトの構築・求人活動の実践、出展や運営のノウハウ獲得についての支援を講じること。また、改正労働安全衛生法で義務づけられた安全衛生教育の実施については、業界団体・機関等が行う外部研修の受講も含め事業主への周知を強化すること。

（４）複数年にわたる支援体制の整備

就農準備資金、雇用就農資金、経営開始資金については、新規就農者等に対して修学、ＯＪＴ研修、農地・設備・資金の確保、経営改善等の過程を継続的に支援する安定した体制整備が重要であり、複数年にわたる所要の財源を確保するため、単年度補助から基金事業に変更すること。

（５）新規就農希望者の円滑な就農実現に向けた支援体制の整備

農業委員や農地利用最適化推進委員が世話役として各地域の新規就農者や雇用就農者をサポートする「新規参入促進対策事業（仮称）」を創設し、広域的な利用調整も含めて農業委員会系統組織が活動できるよう十分な予算を措置すること。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員の中には農地のあつせんにとどまらず、ボランティア的に新規就農者の指導・支援を行う者が少なくないが、自分の農地で研修を行う場合の手間や持ち出しになっている経費を支援する方途について検討すること。

３．女性や後継者が活躍できる環境整備の推進

（１）女性の活躍推進に対する支援策

- ① 各種補助事業や助成金の採択要件について、女性が主体となって取り組む場合のポイント加算や要件緩和を拡充し、女性による起業や、働きやすい環境整備に向けた取り組みを促進すること。
- ② 「家族経営協定の締結数の向上」、「認定農業者数に占める女性の割合を高めること」及び「女性の農業者年金の加入」を推進するとともに、十分な予算の確保に努めること。

（２）農業者年金の制度・運用の改善

- ① 直系卑属の後継者の配偶者について、認定農業者で青色申告者である経営主と家族経営協定を締結している場合、保険料の国庫補助の対象者に追加するための制度改革を男女共同参画の推進の観点からも早急に行うこと。
- ② 農業法人の従業員の老後生活の充実に寄与できるよう、農業者年金制度としての個人型確定拠出年金の創設について検討すること。
- ③ 通常加入者（政策支援加入の対象とならない加入者）は、年齢等に関わらずに保険料５千円からの加入を可能とすること。

４．外国人材に選ばれる就労環境整備

（１）外国人材の育成・確保の推進

農業分野における送り出し国側の人材情報の提供や、受け入れ機関である農業法人等とのマッチング及び外国人材のキャリア形成の促進に資する専門機関の設置等を検討すること。

（２）外国人材が安心・安全に暮らせる環境整備

国・自治体は、受入れ機関に対する外国人材の宿舍・寮となり得る民間賃貸物件の提供支援ならびに空き家のリフォーム等への助成等、住環境の整備を支援すること。

（３）日本語教育の充実に向けた支援策

外国人材の日本語能力向上のために受入れ機関である農業法人等が行う取り組み（認定日本語教育機関等への通学、オンライン学習等）に必要な環境整備を支援すること。

５．食品ロス削減対策のための養豚・食品会社・耕種農家とのフードチェーンの確立

我が国の食品ロス削減対策として、食品加工の製造過程で出る副産物を養豚で受け入れ、衛生対策を行ったうえで液状化飼料（リキッドフィーディング）に加工し給餌するとともに、その際に養豚から出る家畜排泄物からの堆肥を耕種農家で利用し、生産した野菜等を食品会社が利活用する仕組み（フードチェーン）を確立することが重要である。

このため、取り組みに必要な施設整備やマッチングに向けた支援等、全国展開を図る施策を新たに構築すること。

V. 農村の振興

農村とは「地域住民の生活の場で農業が営まれている」ことが重要であり、今後とも農村の価値と便益を維持・向上を図っていくためには、都市生活者も含めた非農業者の理解と実践が必要である。

このため、基本計画では関係人口の増加や民間企業の呼び込み、国土交通省は地域生活圏構想や二地域居住を標榜しているが、その際、現に居住している農業者のみならず地域住民の生活の利便性の向上と事業や営みの発展との相乗効果を担保する視点が重要である。

また、関係人口等地域の外部からの人の呼び込みは、もちろん重要であるが、それにも増して農地を地域に残して他住している不在村の農地所有者や地域住民で農地を所有している非農家については更に重要関係者と位置付けた農村政策の展開が必要である。

1. 農山漁村等地域集落の定住促進等のための抜本的対策

急激に人口減少が進む農山漁村等地域集落では、農業をはじめとする一次産業の振興だけでは活性化は図れない。

このため、一次産業と他産業が連携した経済活動や集落のインフラ整備、子育て支援等定住促進対策や老後生活の充実等、省庁を横断した抜本的な施策の展開を早急に図ること。まずは、積極的に対策に取り組む自治体と連携し、モデルケースの作成から進めること。

2. 農村の持続的发展に向けた支援

農村の集落機能維持のため、集落営農等による生活支援機能の拡張や、自治会等の生活支援組織による農用地の保全、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進する事業の拡充強化を図ること。

また、中山間地域において円滑にスマート農業導入を行うための通信環境の改善・整備を図ること。

3. 鳥獣害対策・ジビエ利活用

鳥獣害対策について、地域主体の多様な取り組みを長期的に支援するとともに、鳥獣害対策に携わる人材の確保・育成を推進すること。

また、有害鳥獣駆除にかかる罠設置のための狩猟免許取得への支援、ジビエの利活用のための処理加工施設の更なる整備、需要拡大の支援等を行うこと。

4. 都市農業の振興

(1) 都市農業の振興に関する計画（地方計画）の策定と推進

都市農業振興基本法に基づく地方計画の策定を進め、地域計画と併せて市町村の農業振興計画の中で位置付けることによって一体的に農業振興が図られるよう、改めて啓発を行うこと。

(2) 都市農地貸借円滑化法の啓発と貸借の促進

都市農地の有効活用に向けた貸借が促進されるよう、都市農地貸借円滑化法の啓発と認定都市農地貸付けの促進を強化すること。あわせて、生産緑地をはじめとする都市農地の貸借を促進するため、都市地域の農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構による農地の出し手と受け手のマッチング体制の整備を図ること。また、三大都市圏特定市以外の市町村に対しては、生産緑地指定への積極的な対応と併せて指導・啓発すること。

(3) 農業体験農園の普及・拡大

農業体験農園は、農業収入の安定と都市住民の農業理解の醸成に大きく貢献しており、新規就農（希望）者の研修・育成の役割も期待できる。

このため、体験農園において農業体験から就農まで移行できるような仕組みと体制整備を図るとともに地域農業の発展に資するよう、都市及びその周辺地域に農業体験農園を普及・拡大する取り組みを積極的に行うこと。

5. 大規模自然災害への備えと復旧・復興対策

(1) 農村の防災・減災対策の強化等

大規模自然災害に対する備えとして、国土強靱化基本計画を踏まえ農村地域における防災・減災対策の早急な整備強化を進めるとともに、災害リスクの周知等に努めること。

また、能登半島地震の復旧・復興を急ぐとともに、被災後に新たな災害によって再度被災しないよう、これまで以上に災害に強い施設の

再建を進めるなど、被災農業者が意欲を持って営農を再開できる総合的な支援を継続的に実施すること。

（２）東日本大震災・原発事故からの再生に向けた支援の継続

東日本大震災・原発事故からの復興支援を継続的に実施するとともに、いまだ原発事故による日本産農林水産物の輸入規制をしている国・地域に対しその撤廃を強く求めていくこと。

Ⅵ. 農業委員会系統組織の予算確保と体制整備

農業委員会は従来「農地の番人」と自他ともに標榜してきたが、平成27年の農業委員会法改正において農地利用の最適化が法令必須業務に位置付けられるに及び、地域の貴重で有限な資源であり、個人の貴重な家産でもある農地を次代に引き継いでいく、いわば「農地の守人（まもりびと）」的な役割が大きくなっている。

そのことは地域計画の策定を通じていよいよ明らかになり、今後は地域計画を実行していくための役割や権能を明らかにし、そのためにも農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置についても課題の解決に向けた取り組みを行う必要がある。

1. 農業委員会業務の見直し

令和7年度からは地域計画の運用が始まり、また、農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案の作成に関しても、農業委員会としても積極的な参画が求められているところであるが、業務の増加に比べて、事務局の人員体制は増加しておらず、多くの農業委員会で業務過多となっている。このため、農業委員会の業務を見直し、適正な業務量とした上で重点や優先順位を示すととともに、事務局の人員体制がぜい弱な農業委員会においても業務が滞りなくできるよう、人員体制の確保や業務委託等に充てられる十分な予算を措置すること。

2. 農業委員会系統組織予算の確保

農業委員会が地域の実態に応じた活動ができるように、農業委員会系統組織予算（農業委員会交付金、農業委員会ネットワーク機構負担金、農地利用最適化交付金、機構集積支援事業、所有者不明農地対策事業）を確保するとともに、現場の実態に即した使いやすい予算とすること。

3. 所有者不明農地・不在村の農地所有者に対応する予算の確保

地域計画の運用等において、所有者不明農地や不在村の農地所有者が課題となっていることから、農業委員会系統組織で令和7年度より取り組むこととなった所有者不明農地対策事業を更に拡充し、支援地域を拡

大すること。

また、不在村の農地所有者、土地持ち非農家等が増えているため、農業委員会系統組織による広域的な相談対応や利用調整ができる事業を創設すること。

さらに、所有者不明農地、不在村の農地所有者、土地持ち非農家の実態の把握と対応については、農業委員会に一定の権能を付与することを検討すること。

4. 遊休農地対策の見直し

農業委員会は農地中間管理機構が借り受けを断った遊休農地についても毎年度、所有者に利用意向を確認しているが、農地中間管理機構による農地の配分計画が廃止となり、意向確認の意義がなくなっていることから、再度の意向確認は不要とすること。また、農地中間管理機構の役割変更を踏まえ、遊休農地対策を見直すこと。

5. 農業委員と農地利用最適化推進委員の権能と併存配置の見直し

地域計画を着実に実行するためには、常にその進行管理とともに地域の実情に応じた検証・見直しが不可欠である。

これらの取り組みに対し農業委員会の協力が求められているが、農業委員会がどのような権能の下、どのように関与するのか明確化すること。

なお、農業委員会の業務運営に当たり、権能の異なる農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置により、一体性、協調性が失われ、機動力に支障をきたしているとの意見が寄せられていることから、業務量に見合った定員の確保を図りつつ、両委員の一体化を図ること。

6. 女性委員の登用促進・定着の支援強化

都道府県及び全国の女性委員組織では研修会や勉強会等を開催して女性委員の登用促進や資質向上を支援しているが、現行の機構集積支援事業は予算不足のため、出席旅費等を工面できない市町村がある。研修会等に参加することで仲間づくりができ、そのことが女性委員の定着や、更なる登用促進につながっていることから、新規事業により女性委員の出席旅費や開催経費等を支援すること。

7. 農業委員会の自主的活動の支援

地元を熟知した農業委員や推進委員による自主的な活動が地域の課題

解決につながっていることから、農業委員会が事業実施主体となって、委員による遊休農地の解消や新規就農者の育成、鳥獣被害対策の実施等の地域課題に応じた取り組みを柔軟に支援できる事業を創設すること(既存事業の見直しも含む)。

8. 農業委員会サポートシステムの最新化・利用促進に向けた対応

農業委員会における適正な事務の実施や、地域計画の実行・ブラッシュアップに対応するためには、農地台帳及び農地地図の整備・活用が不可欠であり、法令に基づく農地情報等の公開に対応するためにも、農業委員会サポートシステムのデータの最新化及び活用が求められている。

そこで、同システムの最新化・活用を図るため、次の7点の実施と必要な予算措置を行うこと。

(1) 農業委員会サポートシステムの改修・運用保守予算の拡充

農業委員会サポートシステムはその前身である農地情報公開システムの構築から10年余を経ているが、この間、度重なる農地制度の見直しが行われていること等から、利用する農業委員会から機能改善等の要望が多数出されている。また、近年は人件費や資材価格が高騰していることから、最新化・活用に向けた十分な対応が困難となっており、システム改修及び運用保守の予算を早急かつ十分に確保すること。

(2) 住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合への支援

農地台帳は農地法等により毎年、住民基本台帳及び固定資産課税台帳と照合することが求められているが、農林水産省、総務省が一体となった周知と実施支援を行うこと。

また、農業委員会サポートシステムの照合作業については、操作や調整等の業務負担が大きく専門性が求められることから、農業委員会に対する照合支援予算を拡充すること。

(3) 農用地利用集積等促進計画との相互連携に向けた支援

農業委員会サポートシステムの最新化のためには、農地中間管理機構の持つ農用地利用集積等促進計画の情報システムとの連携が有効である。このため、事務負担軽減の観点からも、両システムの連携を可能とするシステム改修予算を措置すること。

（４）農業委員会サポートシステム地図の定期的な更新に向けた支援

農業委員会サポートシステムの地図は、農林水産省が法務局から取得する登記所備付地図データ（以下、地図 XML）を元に更新されているが、全農地の情報が網羅されていないため業務に支障をきたしている農業委員会が少なくない。そこで、農業委員会サポートシステムの地図の精度向上のため、市町村保有の地番図等の代替地図データについても農林水産省が収集し、更新する仕組みなどの対策を検討するとともに、更新の時期についても、各農業委員会の業務に配慮すること。

（５）地籍調査の全地域での早期完了に向けた働きかけ

国土交通省の行う地籍調査については、令和５年度末時点の進捗率は土地全体で 53%、農用地で 71%にとどまっている。農業委員会サポートシステムの地図は地籍調査をベースにした地図 XML を利用していることから、全地域での地籍調査を早急に完了するよう農林水産省として市町村へ強く働きかけること。

（６）農業委員会サポートシステムのインターネット利用に向けた支援

農業委員会サポートシステムは、機密情報を扱うものとして、７割の農業委員会が行政専用の総合行政ネットワーク（LGWAN）回線を利用しているが、処理件数の制限や通信速度が問題となっている。このため、更なるインターネット接続による利用拡大に向け、同システムはインターネット接続のセキュリティ不安がないことを再度周知徹底し、インターネット利用に向けた働きかけを行うとともに、利用環境の整備に向けた予算支援を行うこと。

（７）農業委員会への各種調査の実施に当たっての配慮

農林水産省が農業委員会に対して行う各種調査に当たっては、業務効率化の観点から、農業委員会サポートシステムを活用して簡易に回答ができるよう、省内で十分に調整して実施すること。